

予 算 決 算 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 令和 7 年 9 月 17 日(水) 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 上田委員長ほか議長を除く議員 16 名
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・釧物次長
8. 協議事項
9 月定例会本会議(9 月 12 日)から付託された事件(議案 1 件)
9. 傍聴者 2 名

会議の概要

- ・ 開会 9 時 30 分 閉会 11 時 35 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 7 年 9 月 17 日

予算決算常任委員長

上 田 啓 二

記 録 調 製 者

釧 物 伸 次

— 開会 9:30 —

上田委員長 皆さん、おはようございます。本日の出席委員については委員 17 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより本委員会に付託されました議案 1 件について、審査を行います。議案第 1 号「令和 7 年度長門市一般会計補正予算(第 4 号)」を議題といたします。審査は、第 1 条 歳入歳出予算の補正から第 4 条 地方債の補正までを一括し、別紙一覧表に沿って、課ごとに質疑を行います。はじめに、総務課所管について、審査を行います。なお、人事異動等に伴う人件費補正全般につきましては、総務課所管の審査対象といたします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 総務課所管分につきまして補足説明を申し上げます。お手元に配付の費目別歳出審査順一覧の別紙人件費補正一覧表にあります、各課が所管する職員人件費につきましては、本年 4 月 1 日以降の人事異動に伴う職員人件費の予算調整を行うほか、本年 3 月定例会にて支給上限額の範囲を引き上げる条例改正を行った管理職手当につきまして、職員団体との協議が整ったことから、引き上げに伴う予算を計上したものでございます。その他の特に補足すべきことはございません。以上で補足説明を終わります。

上田委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、企画政策課の所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 企画政策課についてですが、特に補足説明はございません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩いたします。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:32 —

— 再開 9:33 —

上田委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、財政課所管について審査を

行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 財政課所管について特に補足説明はございません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、防災危機管理課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 防災危機管理課につきまして、特に補足説明はございません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田村大治郎委員 防災危機管理課の補正予算書 36、37 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 1 目「防災対策費」、事業コード 900 の業務委託料 440 万円についてお尋ねをいたします。まず、委託をする業務内容についてお伺いします。

防災危機管理課長補佐 この全国瞬時警報システムが地域単位で細分化されて情報発信できるように改められるため、このシステム公開に合わせて、それが全て対応できる新型受信機というものを整備するようになります。

田村大治郎委員 細分化と言われましたけれども、その細分化の内容について詳しく伺えますか。

防災危機管理課長補佐 現在のところ、国から詳細な、その地域単位での細分化という言葉だけでですね、どういったものという詳細なものはまだ出ておりませんので、今ちょっとこの場ではお答えできません。

田村大治郎委員 それでは、委託をされる業者さんですけれども、これは複数あるのでしょうか。もし複数あるのであれば、今回の業者さん、選定されるにあたって、どういったこと、気をつけられたか、お伺いします。

防災危機管理課長補佐 今回、補正予算計上させていただいておりますが、これが決定したあとに、今から入札という手続きになります。業者選定にあっても、今の段階ではまだ決めておりませんので、そういう状況でございます。

中平委員 この警報システムっていうのは、告知放送ラジオに繋がるようなお考えがあるのでしょうか。ちょっとわからないっていう回答もあったんだけど、その辺、わかりましたらお答え願います。

防災危機管理課長補佐 基本的には、防災行政無線、屋外にあります子局ごとのスピーカーで放送するようにはなりますけども、それと同時に音声告知端末を使つての放送というものも兼ねておりますので。

ひさなが委員 この今、ご説明あったシステムなんですけど、これ、全ての全国の自治体が更新をしなければならないものですか。

防災危機管理課長補佐 今回の消防庁の全国瞬時警報システムが公開されることに伴って、これをちゃんと受信できた上で、市民の皆さんに迅速に的確な指示、放送が

できるように、設備を整える必要がありますので、基本的にはと申しますか、令和 8 年度以降はこれが必要になります。

ひさなが委員 本市は、必要だということなんだと思いますけど、このタイミングで補正をしなければならない理由をお伺いします。

防災危機管理課長 令和 7 年 1 月、それから 5 月に、消防庁から通知文書が発出されておりまして、令和 7 年度末までに新型受信器の整備をするようにということとされておりまして、今回、補正予算で計上したところでございます。

ひさなが委員 はい、わかりました。最後 1 点。財源なんですけど、440 万円ってそんなにすごく大きいなものではないですけど、これが主体となっている理由をお伺いします。

防災危機管理課長 令和 7 年度までの新型受信機の整備に要する経費につきまして、地方財政措置といたしまして緊急防災減災事業債の対象とされていることから、財源として活用するものでございます。この事業債は、地方債の充当率 100 パーセント、交付税措置率 70 パーセントでありまして、財源的に非常に有利な制度となっております。

上田委員長 ほかにご質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、防災危機管理課所管全般についての質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで、説明入れ替えのため、暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機をお願いいたします。

— 休憩 9:39 —

— 再開 9:40 —

上田委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、総合窓口課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 補足説明はありません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明入れ替えのため休憩します。議員の皆様、待機をお願いします。

— 休憩 9:40 —

— 再開 9:41 —

上田委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、市民活動推進課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 補足説明はありません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、生活環境課の所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 補足説明はありません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はございますか。

米弥委員 第2目「塵芥処理費」、予算説明書51ページの塵芥処理費なんですが、この度、ゴミステーションの補助金を増額されて、各自治会の希望を取られて、17基の希望があったということで、この度かなり集中したというふうに聞いております。そこで、来年度に、今回あれで来年度に回された自治会もあるんじゃないかと思うんですけど、その来年度に回された件数は把握をされておられますでしょうか。

廃棄物対策班長 6月に調査をした結果、来年度に回される方の件数っていうのは、この度の補正予算に計上させていただいた中に含めまして、件数を今、持ち合わせておりませんけども、今年度の整備予定と合わせまして、来年度、令和8年度もあくまで予定という形で調査をさせていただいておりますので、今回の調査によって来年度に回したっていうところは、今のところは今、数字は持ち合わせておりませんけども。極力この度の補正予算計上ということで対応させていただいておるところです。

米弥委員 この度増額をされたことによりまして新たな問題点等が発生したらお教えいただけますでしょうか。

廃棄物対策班長 現在のところ、そのような、特にこれといった問題点というところは伺ってはいないところでございます。

田村継委員 第4款「衛生費」、第2項「清掃費」ですかね。このゴミステーション、アンケートによって、此度17基ほどゴミステーションのほう、増設されたということなんですが、17基っていうのはなかなか大きい数字だと思います。なぜこのタイミングでこの17基というのを増設されることになったのか、市民の皆さんからどのような声を上げられて増設するに至ったのか、経緯を願いますか。

廃棄物対策班長 経緯といたしましては、新年度予算、令和7年度予算で補助要件のほうを拡充させていただきましたところ、4月、5月に想定をちょっと上回るような申請がございまして、急遽、先ほど申し上げました6月に意向調査を行ったところでございます。地域の環境保全と、そういったステーションの美化という観点から、できる限りそういったご要望にお答えしたいというところで、この度、令和7年度の整備希望のありました17件、170万円につきまして補正予算計上をさせていただいたところでございます。

田村継委員 では、条件を緩和されたということですが、具体的にどのような緩和をされて、またどのような地域が要望を出されたか、お教え願えますか。

廃棄物対策班長 昨年度までは、1 行政区、1 ステーションにつきまして、1 基につきまして 5 万円の補助でございました。そこをまず 10 万円。今、ステーション、ゴミかごにつきましても、やはり価格高騰、金属価格の高騰とか、そういったところで高騰しておりまして、なかなか整備が進みにくい。先ほどのというところがございまして、10 万円に上げさせていただいたところがございます。そのほかといたしましては、各ステーション、ゴミ置き場にこれまでは、そこに 2 基設置されても 5 万円、そのステーションに対する 5 万円であったものを、その申請いただいた行政区等につきまして 3 基まで補助可能と。ですので、1 個の箇所にも 2 基置かれましても 2 基分の補助、いわゆる 20 万円分ほど、上限でございますけれども、整備が可能になったというところを大きくは拡充させていただいております。

生活環境課長 今の質問の、どんな地区がというお話がありましたが、これにつきましてはもう偏り等ございません。全地区満遍なく、大きい自治会から小さい自治会までご申請をいただいているところです。

田村継委員 じゃ、最後お尋ねいたします。アンケートを取っていただいたということですが、もう全自治会周知はしていただいたといったことで、あらかじめほとんどの自治会の方はもう必要なところはお要望いただいたといったことでよろしいでしょうか。今後、例えば、もう増えることはあるでしょうけれども、急激な増加等は見込まれない、そういったふうに解釈してよろしいでしょうか。

廃棄物対策班長 全自治会宛に調査をさせていただいております、その回答があったものが 135 自治会でございます、今の時点では、必要な行政区等につきましてご回答いただいているものと考えておりますので、そう大きく変動はないのかなと考えております。

上田委員長 ほかにご質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、生活環境課所管全般についてご質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

—	休憩	9:49	—
—	再開	9:50	—

上田委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、地域福祉課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 補足説明はありません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、高齢福祉課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありました

らお願いします。

健康福祉部長 補足説明はありません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:51 —

— 再開 9:52 —

上田委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、子育て支援課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 それでは、補足説明いたします。児童手当に関することなんですけれども、補正予算書 44 ページから 45 ページの第 3 款「民生費」、第 2 項「児童福祉費」、第 2 目「児童措置費」の事業コード 020「児童手当給付事業」に 1 億 3,205 万 5,000 円を計上しております。また、その財源となる歳入予算では、補正予算書 28 ページから 29 ページのちょうど 1 番上と下になりますが、第 16 款「国庫支出金」、第 1 項「国庫負担金」、第 2 目「民生費国庫負担金」と、第 17 款「県支出金」、第 1 項「県負担金」、第 2 目「民生費県負担金」として、合計で 1 億 1,850 万 4,000 円を計上しております。これらにつきましては、予算説明資料 2 ページに理由を掲載しておりますが、令和 7 年度の当初予算の積算にあたって、令和 6 年度ベースで積算した予算を計上していたため不足が生じることとなりました。今後、同様の事案が発生しないよう、予算作成作業にあたっては安易に前年度の作業を継承することなく、特に法改正等には注意しまして確認の徹底を行うことで、思い込みや見落としを防ぎ、適正な予算額の見積りに努めてまいります。以上で補足説明を終わります。

上田委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

ひさなが委員 補正予算書 46 ページ、47 ページの第 4 目「保育園費」の修繕料 187 万 6,000 円が上がっております。まず、これはどこの何の修繕でしょうか。

子育て支援課長 今回の修繕につきましては、場所はみのり保育園になりまして、原因としては落雷による機器の故障ということになります。

ひさなが委員 機器の故障、結構いろんなトラブルがあったというふうに聞いているんですけど、その際の子どもであったり、保護者への対応をお伺いします。

子育て支援課長 当日未明に発生した停電ということで、なかなか保護者への通知というのはちょっとすぐにはできないというのもございましたけれども、登

園される保護者には停電である旨をお話しさせていただきました。それと、一番考えられたのは、調理、給食についてこの辺りが提供できるかどうかというところで早朝から協議を行いましたけれども、実際には8時20分頃に復旧をいたしまして、一部食材が保冷の関係でちょっと使えないということもありましたので、代替の食材を使いまして、大きな影響等はございませんでした。最終的に今回の件につきましては、全保護者に通知は、連絡をさせていただいたところでございまして、特に復旧が8時20分頃ということで、保育に関しても特に大きな影響はございませんでした。

ひさなが委員 はい、わかりました。187万6,000円が上がっていますが、これは今、その園の機器であったり、今はどういう状態になっているのか、その点について伺います。

保育班長 187万6,000円の内訳でございしますが、火災報知器の受信機の修繕に82万5,000円で、高圧受電設備の修繕に76万7,800円、業務用放送機器アンプの取替修繕に23万1,000円ということの内訳になります。その他に、ガス給湯器、防犯警備センサーの故障等も見られましたが、そちらについては無償交換ということになりましたので、計上の中には入っておりません。

ひさなが委員 最後です。今はもう多分復旧されているというところだと思うんですけど、こういったトラブルが割と頻繁に起きそうなものなのか、再発の防止の対策等は必要なのか、それとも、なかなか起こることではないので、その起きた後の対応をスムーズにすべきなのかという点に関して、担当課の見解をお伺いします。

子育て支援課長 今回、落雷につきましてはちょっとかなり想定外というところもございましたけれども、その後の対応につきましては、保育園でも各種マニュアルを今でも作っております。そういったところを確実に実行していくというのを普段から訓練等していく必要があると思いますし、今回のことでちょっと課題として浮き彫りになった給食調理につきましては、基本、前日までに異常があれば保護者にお弁当対応とかしていただくんですが、当日急に提供できないということになった時にどのような対応するかというのがちょっと課題として残りました。これにつきましては、年2回ほど今、全調理員を集めての研修会等もございしますので、こちらで議題にして、その辺の課題解決を図っていきたいというふうに思っております。

上田委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、子育て支援課所管全般について、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機をお願いします。

— 再開 9:59 —

上田委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に健康増進課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 補足説明はありません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)はい。ご質疑もないので、質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩いたします。委員の皆様は自席で待機お願いします。

— 休憩 9:59 —

— 再開 9:59 —

上田委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、農林水産課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

経済産業部長 農林課所管の補正予算につきまして補足説明を申し上げます。補正予算書 52 ページから 53 ページ、第 2 目「林業振興費」、事業コード 070「木育推進事業」の検査等委託料として 109 万 9,000 円を追加計上しております。私からはこの子供 PSC マークについて補足をさせていただければと思いますが、子供 PSC マークは、本年 12 月 25 日以降に製造、輸入されます 3 歳未満向けの乳幼児用玩具の製品に表示される、国が定めた安全基準に適合したことを示すマークであります。このマークは、子供の生命や身体の安全を守るため、対象となる製品に表示が義務付けられ、消費者が安心して製品を選べるようにするためのものであります。次に、補正予算書 62 ページから 63 ページ、第 1 目「現年農地農業用施設災害復旧費」、事業コード 010「現年農地農業用施設災害復旧事業」として 150 万円を追加計上しております。これは、本年 8 月 10 日に発生しました豪雨災害により本事業の対象となりますのは田が 8 か所、畑が 1 か所、施設が 1 か所の合計 10 か所となります。また、今後の台風シーズン等、不測の事態に備えるための予備として 4 か所分を追加計上しております。以上で補足説明終わります。

上田委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

田村継委員 第 6 款「農林水産費」、第 2 項、キッズクルーズ船弁天。これ再開の時、運転が休止されてたと思うんですが、再開されるということで、いつ頃再開の見込みなんでしょうか。

林業振興班長 本補正予算のほう、議決いただきましたら、10 月 1 日よりの運行再開を目指して補正予算のほう、要求させていただいたところでございます。

首藤委員 そのキッズクルーズ船弁天のその業務委託費 158 万 1,000 円というのが計上されてると思うんですけど、そこら辺の積算根拠をお願いします。

林業振興班長 キッズクルーズ船弁天の運行再開を議決後の 10 月と想定いたしまして、船長の給料、あと船員保険料といったものの人件費の月額が 26 万 3,400 円と、これの年度末までの 6 か月分の 158 万 400 円を積算としております。

首藤委員 その船長っていうのはもう確保されてますか。

林業振興班長 今、予算議決前ではございますけれども、人選というものは、やはり船舶免許が必要な業務になってまいりますので、人というものは今当たっておるところでございます。

首藤委員 その確保は今やってるっていう最中で、その後の運行スケジュール等について決まったものがあったら教えてください。

林業振興班長 このキッズクルーズ船弁天は、1 日に通常運転で 3 便ほどを運行しております。それを、長門おもちゃ美術館の休館日が今、木曜日となっておりますけれども、開館しておる時に乗船の希望者がございましたら、そのスケジュールで運行する予定としております。

田村大治郎委員 先ほどの船長の人件費のことで、もうちょっと詳しく伺いするんですけども、これ、青海島観光汽船の船長に委託をするということになるんですけども、その人件費がここ近年上がっておりますけれども、青海島観光汽船の所定の人件費とのすり合わせはされてるんですか。

林業振興班長 本業務の委託料のこの月額 26 万 3,400 円というものの計算の際には、青海島観光汽船様のほうに出向いて、その人件費との整合性というところも図ってこの金額を出させていただきました。

岩藤委員 お疲れ様です。1 つお尋ねなんですけど、ここ、指定管理で業務委託、指定管理をされてると思うんですけど、これは、この度、これは、指定管理料にプラスをされるという計算っていうか、外れたっていうか、追加になるっていう理解でよろしいんでしょうか。

林業振興班長 今まで指定管理の委託料の中では、青海島観光汽船様との契約で、船長というものは観光汽船様のご好意でお出しいただいております。それに対して市のほうが、指定管理の委託料の中で、運行 1 回あたりスタンダードコースで 1,000 円、プレミアムコースで 2,000 円という手数料のほうをお支払いしておったんですけども、単純に指定管理の委託料がそうというわけではなく、その辺の弁天運行にかかる経費との、この中身のほうで精査していくようになってまいろうかと考えております。

岩藤委員 わかりました。じゃあ、来年度からもそのキッズクルーズ船の船長料金は指定管理料に含まれるという理解でよろしいですか。

林業振興班長 委員ご指摘のとおり、現在の指定管理委託料のほうにこの船長の業

務委託料というものが増額になってまいるかと思うんですけれども、先ほども申しましたように、中にはそれによって不必要な経費というものもございますので、そのあたりはしっかり、人と木とも協議しながら精査をした上で、指定管理委託料の予算を来年度も要求させていただきたいと考えております。

重廣委員 その1つ前の子供PSCマークについてちょっと伺いたいんですが、これは今までもずっと出産祝いとして渡されてますよね。これ検査合格したらシールを貼るとかそういうレベルのもんですか。長門で作ってもらえるかしものがあるんですが、その作成したものをどっかの検査機関に送って検査してもらうものなのか、長門に検査官のような者が来られて検査をされるのか、その辺を詳しく、この経費100万円ちょっとなんですけど、具体的に教えてもらったらと思います。

林業振興班長 まず、この検査というものは、試験機関のほうに長門市でお配りしております、3種類の誕生祝い品をそれぞれお送りし、その検査機関の機械によって検査を実施していただくというふうになっております。

重廣委員 そこに送って、例えば焼き印じゃないけど何かそのマークがついてくるのかどうか、そのあたりを、今まであるやつはないじゃないですか。そのあたりの区別とかね、そのあたりの説明をお願いします。

林業振興班長 本改正法の施行によりまして、子供PSCマークというものを表示する義務が発生したわけなんですけれども、これというものは可能であればおもちゃ自体に刻印であったりシールを貼付したりというふうになるんですけれども、本市の場合でありましたら木のおもちゃということでなかなかシールを貼って表示するというのが難しいわけがございます。といったところで、誕生祝い品をお贈りする際に、しおりのほうと一緒にお渡ししておるんですけれども、そのしおりのほうに子どもPSCマークを表示して、安全性が担保された木のおもちゃであるということを表示していきたいと考えております。

重廣委員 これ最後でございしますが、この金額ですよ、金額の内容っていうのは一切具体的には言われなかったんですけど、今、検査機関に送って検査してもらってみんなに配るという格好ですよ。その数量、数をどのぐらい想定されているのか、この金額を弾いたということは、数を、子供たちですから、生まれてくる子供の人数っていうのを想定しながらこれを弾かれたんでしょうけど、この金額の内訳と言いますか、それをどのように計算されたのかを伺いたいです。

林業振興班長 今回の検査にあたっては、3種類の木のおもちゃ1つずつの検査を受検し、それに合格しましたら、その後はそれと同じ構造で作成するという事なので、今回はおもちゃ3種類で予算のほうを計算しております。その内訳といたしましては、全て消費税込みになりますけれども、3種類の木のおもちゃの試験機関による検査費用として26万4,000円、誕生祝い品贈呈時にお渡しするしおりの修正費用として9,900円。そして、検査で不適合となった場合には、再度受検をして最終的に安全性

が担保されなければなりませんので、不適合の場合の再検査のための試作品の作成費及び再検査費用との制作費というところで 33 万円。仕様変更の調整、適合するための仕様変更ですね、費用変更の調整費用、再検査費用といたしまして 49 万 5,000 円の合計 109 万 8,900 円を計上しております。

田村大治郎委員 ただ今のPSCマークの件ですけども、これは消費生活用製品安全法に基づいて乳幼児玩具が子供用特定製品に指定されることによるということなんですけれども、現在、これは販売する商品であろうと思うんですけども、ていうか、3 歳未満の子供用のおもちゃに対してこのマークが必要ということで、現在誕生祝い品を無償でプレゼントしてますけど、無償の場合もこのマークを取る必要があるのでしょうか。

林業振興班長 経済産業省の答えとしましては、販売する、営利を目的としたものでなくとも、3 歳未満向けに遊ぶことを目的としてお配りするものに関しては法改正に準拠しなければならないということを確認しております。

田村大治郎委員 それでは、PSCマークの取得検査なんですけれども、この検査、国が登録した検査機関で行われます。検査機関は複数ありますけれども、今回の金額を出すにあたって、相見積などは取られてるのでしょうか。

林業振興班長 今回の予算のほうなんですけれども、こちら、予算のほう、議決いただきましたら、東京おもちゃ美術館を運営しておられます特定非営利活動法人芸術と遊び創造協会のほうに委託契約を締結したいと思っております。ですので、そちらの方からの見積もりでこの度の予算のほうは計上させていただいております。

ひさなが委員 このPSCマーク、今なってますけれども、これ、もしも取らないっていうことになる、これはもう配れないっていうことになるっていう認識でよろしいですか。

林業振興班長 委員お示しの通り、子供PSCマークの取得ができない場合には、そのおもちゃは 3 歳未満にはお配りできないということになります。

ひさなが委員 はい、わかりました。こうやって新たにお金がかかっていくことっていうタイミングで、その事業を今後続けていくかどうかっていうのを、考えるきっかけにもなるかなと思うんですけど、今回委託をして取ると、またこの事業をせっかく取ったからには続けていこうってなると思うんですけど、こうやって検査委託料をかけてでもこの事業を続ける理由というのを伺います。

林業振興班長 まず、本市は平成 29 年にウッドスタート宣言というものをしております、このウッドスタート宣言というのがまず生まれたら木のほうに触れていただくということで、木育の一環として、ウッドスタート宣言をし、この誕生祝い品事業というものを実施しておりますので、こちらにつきましては引き続き推進していきたいと考えております。

ひさなが委員 わかりました。では、先ほど 109 万 9,000 円の内訳があったと思い

ますけれども、検査の金額とまた再検査の金額まで入っているというところで、結構難しそうなのかなと思うんですけど、1回で通るのがやっぱりいいともちろん思うんですけど、その点の準備であったり、どれぐらい1回で通れそうなのかであったり、担当課の見解をお伺いします。

林業振興班長 本製品の検査というのが、製品の機械的な強度であったり、鋭利な部分や危険な形状ではないかといった物理的な安全性を検査するものであったり、有害物質の含有量というものを、科学的な安全性が担保されているかというような検査になるんですけども、現在、本市でお配りしている誕生祝い品につきましては、市内のおもちゃ作家さんのほうに作成していただいております、今までも誤飲や突き刺しの怪我など、そういった事故が起きていないことから、今の基準、作成の形状でも検査のほうは通るのではないかというふうに考えております。

首藤委員 検査料についてなんですけど、ちょっと普通に考えて高すぎるなっていう印象があるんですよ。行政が税金としてやるからこの金額でなんとかなるかもしれないですけど、例えば同じようにこの3歳未満の子供に何かこう、何かしたいっていう民間の事業者がいた場合、ちょっと普通に手が出せる金額じゃないなっていうふうな気がするんです。なんで、これ行政がやるからその金額でできることだとすれば、さっきひさなが委員も言ったように、この事業を続けるのが適切なのかどうなのかということについて、ちょっと疑問が残りました。で、見解などがあればよろしくをお願いします。

林業振興班長 先ほど重廣委員のご質問の時に答え漏れておったかと思うんですけども、まず、このおもちゃというのは、1種類1つをお送りいたします。その検査のほうで合格いたしましたら、その後に製造されるものについては、1つ1つ検査を受けるわけではなく、合格した形状で、同じ工程でおもちゃを作成するというふうになっておりますので、委員おっしゃるように、この経費が毎年毎年1個1個かかるようでしたら、確かに費用面でも莫大なものになってこようかと思えますけれども、一度合格しましたら、次は新しいおもちゃが出ない限りは検査のほうというものは必要ございませんので、行政といたしましても、ウッドスタート宣言もしておりますし、誕生祝い品事業というものは木育の推進のために継続してしていきたいと考えております。

上田委員長 ほかにございましたら。

首藤委員 違う費目行っているんですか。農業費の。そしたら、補正予算表52ページから53ページの第6款「農業水産費」、第1項、第6目説明コード095ということで、農業競争力強化基盤整備推進事業の換地業務委託費についてお聞きします。この143万7,000円の積算根拠等の換地業務について説明いただきたいと思います。

農業振興班長 この事業につきましては、油谷向津具の本郷地区における圃場整備事業にかかる換地処分、換地費、あるいは確定測量を行うにあたっての事業でございます。この換地と確定測量における人件費の上昇がございまして、そちらのほうが一、九七万五、三〇〇円。また、事業を行う中で土地所有者の死亡というものがまた新たに判

明をしまして、そちらの代理登記にかかる費用が 46 万 2,000 円、合わせて 140 万 8,000 円が新たに必要ということで、当初予算の 791 万 6,000 円に對しまして不足しますことから、143 万 8,000 円を追加補正計上するものでございます。また、お尋ねありました換地処分についてでございますが、この換地処分といいますのは、区画整理や農用地の造成、この度の圃場整備ということになりますけれども、そうしたものの土地の区画の形質が変更される場合に、工事後の新たな土地の区画や道水路等に合せて、分筆、合筆とそれから所有権の変更というものの膨大な作業を行うことなく、工事後の土地である換地を工事前の土地とみなす行政処分のことを申し上げます。

首藤委員 人件費の上昇が 100 万円近くあるということで、まああの額というふうに感じてるんですけど、これどういった理由でこれだけ上がってるかわかりますか。

農業振興班長 正式な理由ということまでは把握できておりませんけれども、この事業は、山口県の土地改良事業団体連合会、県内の圃場整備に関する、こうした計画から換地処分に至るまで、いろんなことを専門的に請け負う連合会、団体がございすけれども、こちらに委託をしておるわけでございます。この中で、近年、どこの世界においても人件費の上昇というところがありますけれども、それが主な原因として委託費の上昇ということにつながったということで伺っております。

首藤委員 この換地業務委託料っていう委託先っていうのが、先ほどおっしゃったその山口土地改良事業団体連合会っていうことですよ。そこがその人件費ということで、これだけ追加でいるんですっていうことを言ってきたということですか。

農業振興班長 委員ご指摘の通りでございます。

首藤委員 ということは、後で言ってこられると、もう言い値でそれ支払うしかないっていうことですか。

農業振興班長 当初予算を計上と言いますか作成する時期が、10 月の時期に当たっておるんですけれども、昨年の 10 月時点である程度のものは見込んでおったということなんですけれども、それからだいぶ、契約する 4 月までの半年の間に、人件費の算定が上がったことでこの度このような上昇ということにつながったということで伺ってます。

中平委員 補正予算書は 52 から 53 ページ、第 3 項「水産業費」、第 1 目「水産業総務費」、説明コード 900、水産業総務費 288 万 7,000 円についてですが、この 288 万 7,000 円、この時期に減額補正された理由をお伺いいたします。

水産振興班長 今年度から、水産振興班に所属する会計年度任用職員の人件費について、水産総務費から農業振興費に組み替えたことによるものです。

中平委員 ということは水産の業務は行わないということになるのでしょうか。

農林水産課長 会計年度任用職員につきましては、農林水産課全般の業務をやっていただくというふうになっておるんですが、基本的に、当初予算から、水産業費のほう

でこの会計年度任用職員の人件費というのをつけておったんですが、実際、今現在、この会計年度任用職員の業務というのは、やはり農業のほうが多くなっているところで、今回、農業振興班のほうに組替えで予算をつけたわけでございます。だからと言いまして、水産業の事業を一切やらないということとはございませんので、あくまでも農林水産課全般の事業をこの会計年度任用職員には担っていただいておりますというところでございます。

田村継委員 では第6款、第3項、第2目ですか、説明資料55ページ、沈没船の引き上げのことについてちょっと伺いをさせていただきますが、大丈夫ですね。では、今、6月に大浦漁港のほうで沈没船があって、油等も漏れて、緊急的に市のほうで引き上げた。持ち主の方が死亡されて、相続人の方は不明ということですが、相続人の方は調査と書いてありましたが、その調査の状況をちょっとお教え願えますか。

水産振興班長 相続人についてですが、現在、まず直系の子にあたる方にお手紙を送ってますが、その方は相続放棄の手続きをされておりまして、その方の所有者の、兄弟を今調べている状況です。

田村継委員 今、相続、ごめんなさい、ちょっと聞き取れなかったものであれなんですけれども、相続されている方を調べてらっしゃるといったことの理解でよろしいですかね。

水産振興班長 はい。現在調査中であります。

田村継委員 では、もし、その相続された方が判明された時は、市の方は求償する権利があると思うんですが、民法709条の規定によると、不当行為による場合は求償することができると思うんですが、これを請求する予定はあるんでしょうか。

水産振興班長 引き上げた沈没船につきましては、その相続人の方に処分費等を請求したいと、処分するよう指導したいと思っております。

田村継委員 では、例えばですけれども、その方が経済上支払うことができないといった場合もあると思うんですが、その場合は交渉によって金額の方を決める、そういったこともあり得ますか。

農林水産課長 沈船につきましては、今うちの水産振興班長が答えしましたように、相続人調査中というところではございますが、基本的に今、うちのほうで今調べている限り、なかなかやっぱり見つからないというような状況でございます。今このまま、大浦漁港のほうで船を沈めたままにしておくというのが非常にまずい状況というふうに市としては判断しております。と言いますのが、やはり漁業活動に支障もありますし、今繋がれてある防波堤ですね、そこが小島漁港B防波堤と同じで鋼管杭の防波堤というふうになっておりまして、その沈船が鋼管に、また悪さをするというか損傷を与えるというか、そういったものもやはり避けなくちゃいけないというふうに考えておりまして、早急に市のほうとしてはこの沈船を上げるということと、もう1隻ございます。全部で2隻あるんですが、1隻は完全に沈船はしておるんですが、もう1隻につ

いてはまだ沈船していないという状況でございますが、これももう日数経てば、すぐもうそのまま沈んでしまうという状況でございますので、この際、この 2 隻とも市のほうで引き上げるというふうな形を取ったところでございます。

田村継委員 では、再度伺いいたします。例えば交渉のほうが難航した場合、6 月定例会のほうでも、過去の事例ですが、裁判沙汰になったこともあると思うんですが、そういったことも視野に入れてらっしゃるんでしょうか。

農林水産課長 基本的に沈船、引き上げた後の処分についてですが、基本的には市としては漁協のほうにお願いするというようなスタンスで考えております。それと、あとは所有者の方ですね、そういった方が処分できるというふうに判断すれば、当然、漁協からもその方に処分をお願いするというような形になっておると思いますので、基本的には解体費用については市のほうで負担するということは一切考えておりません。

田村継委員 最後に 1 つ伺いさせていただきます。1 船は沈没されて、1 船は沈没する見込みが非常に高いということです。対策を立てられてらっしゃるということですが、長門市内のほかの漁協で似たようなケース、そういったことは今後見込まれることもあるんでしょうか。また、見込まれているケースもあればお教え願えますか。

水産振興班長 長門市内で、また大浦漁港以外にも、沈没船はまだございませんけど、放置船等がありますので、今後こういったことが起こらないように、漁協と連絡を密にしながら適切な漁港管理に努めたいと思います。

中平委員 今課長のほうから防波堤等の現状とかの説明があったのでいたしません。一応、大浦漁港、通称西の波止というところで作業されます。それに対する通行等、オイル漏れ等の安全対策等をお伺いいたします。

水産振興班長 沈船の作業時においては、安全監視船により安全を確保行います。また、オイルの拡散対策として、オイル吸着マットや中和剤を投入して油物に対策を行います。また、作業については、漁協大浦支店を通じて大漁協組合員の方に周知して工事の安全を図りたいと思います。

田村大治郎委員 それでは、これ説明資料に書いてあるんですが、至急沈船を引き上げ、漁港用地に仮置きをするということになっております。この予算で市が行うのは仮置きまでということで、先ほど説明もありましたけれども、その後の処置については漁協さんにお任せするということでよろしかったですか。

農林水産課長 委員お見込みの通りでございます。

綾城委員 はい、1 点確認です。これ、船を引き上げられてます。これはつまり所有者の方が死亡しているからどうにもならないと、例えば、空き家とかと一緒に思っていて、所有者の方がいらっしゃると、だけど、例えば連絡が取れないとか、等々と、それぞれ事情があると思うんです。これは行政が引き上げるってことですが、あくまでもこの所有者が死亡していて、その所有者が、できないということであるので引き

上げるという解釈でよろしいですか。それとも、例えば所有者がおられる場合。しかし連絡が取れないとか等々、事情があると思うんです。そういった場合ってというのはどうなるのかっていうのをお尋ねいたします。

農林水産課長 今、この沈潜している船、それと今沈潜しそうな船という 2 隻ございますが、1 隻沈潜している船につきましては、相続される方っていうか、その子孫の方ですね、子どもさんやお孫さん、ご生存の方はいらっしゃいます。ただ、皆さん相続を放棄されてらっしゃるということで、その方たちには責任はないというところでの今話に今なっておるところでございます。今まだ浮いてはおるんですが沈みそうな船、これにつきましては、まだ今、ご兄弟とか、お子さん、お孫さん、そういった方がいらっしゃいますので、今実際本当に調査はしておるんですが、なかなか所在も不明というところと、そのほとんどの方も、ほかの方も基本的には相続放棄されてらっしゃるとか、そういった事実もございますので、市が今回は揚げるというふうにしたんですが、今委員言われましたように、今後こういう形でのところが増えてきた場合は空き家と同じような扱いをするのか、いわゆる行政代執行でもそれをやらなくちゃいけないのかというところは、今後、農林水産課としても色々協議をしていきたいなというふうには思っております。

重廣委員 第 11 款「災害復旧費」についてで、現年農地農業用施設災害復旧なんです、先ほど部長のほうから補足説明ございましたが、農地及び農業用施設があるわけですね。農地と農業施設の受益者負担割合と言いますか支援割合はちょっと違うと思うんですが、その割合について説明願います。

農業振興班長 農地と農業用施設における、災害時の自己負担割合についてでございますけれども、こちらのほうは長門市単独災害復旧事業補助金交付要綱というものに記載がございます。農地については、あと、当年度の災害で 1 地区の普及額が 13 万円以上 40 万円未満のものとなっております、その補助率が一般で 3 分の 1。それから、守るべき農地というところがありまして、圃場整備田とか平地の未整備田、さらには中山間直接支払いなどの国の交付金の対象となっておるような農地、そうしたもののについては、嵩上げがございまして、2 分の 1 の補助ということになってございます。さらに、農業用施設についてですが、こちらについても 13 万円以上 40 万円未満のものが対象となりまして、通常で 2 分の 1 以内の補助。それから、守るべき農地、先ほどご説明しましたものについては 3 分の 2 以内の補助ということで嵩上げがございます。

重廣委員 農地に比べたら農業施設のほうが、少し支援率が高いという説明でございます。この 8 月 10 日の豪雨、これにより災害が起きたと思うんですが、当然、今言いました受益者負担というのが必要になってきますが、この部長が説明された 10 か所というのは、持ち主さんからの要望で直してくれという話があったからこの計上されたのか。受者負担は今までありますよね。もうあそこの田んぼ、もし災害受けても、

もう年やから作らんからええわという話がよくあるじゃないですかね。この度の災害は耕作放棄地の部分にはなかったのかどうか、そのあたりについて説明願います。

農業振興班長 この災害復旧事業につきましては、被災後、農地所有者の方から連絡があるパターンというのが 1 番多いわけなんですけれども、その連絡を受けまして、農林水産課の技術職員のほうが実際現地に赴いて査定、被害の状況あるいはその金額、復旧金額のようなものを査定するという作業を行っております。その中で復旧の意向があるかないかという確認をした上で、それでもこれ今後きちんと管理していくので復旧したいというところの農地について計上しておるところでございます。

重廣委員 持ち主さんから負担は確認されてるということで進められるんですが。それで、補足説明の中で、4 か所予備を見てあると。これから台風があるかもしれないけど、この 4 か所、金額いくらぐらいで見てあるのかも、おそらく 10 万円前後だろうと思うんですが、その予備が見てあるとちょっと不思議にならないんですが、また災害が起きた時に、その時に計算して出せばいいんじゃないかと思うんですが、これからまた台風が来るとか、そういうことをね。例えば、これ、10 か所、現地、実際に修繕して 4 か所と見てある。それでこの金額にしましたっていうのがちょっと納得いかないんですけど、そのあたりの説明をお願いいたします。

農業振興班長 この予算を作成した時期というのが、8 月の末ぐらいのタイミングでございました。その時点でまだ出てきてないものというものもあるかもしれないということ、さらには、今後また秋の昨年も豪雨がありましたけれども、そうした要素も踏まえて、1 か所あたり工事費ベースで 40 万円。その 2 分の 1 で 20 万円ということで、4 件分ほど予備ということで計上しておるところでございます。

首藤委員 その 10 件で 150 万円ほどっていうことで、田んぼがほとんどだったということだったと思うんですけども、10 万円強ぐらいの工事が多かったのかなというふうに思います。市の負担のほうが、受益者のほう入れると 40 万円近い工事のほうかなというふうに思うんですけども、40 万円もの工事になるとまあまあの工事かなというふうに思うんですが、どのような災害状況のものが多かったですか。

農業振興班長 主に農地の畦畔の法面と言いますか、そちらのほう为数メートルの幅にわたって崩落をしておると。それによって水が溜まらない、湛水機能が損なわれているというような状況のものがほとんどでございます。これの復旧にあたりましては、基本的に現状回復というものが基本になりますので、崩れた土をしっかりと 1 回ここの積み上げて、おそらく機械で叩いたりということをするんでしょう。そういったような形で法面を再構築するという形の復旧方法ということになってございます。

上田委員長 ほかにございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)今一度、農林水産課所管全般についてご質疑ございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑ございませんので質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開を 10 時 50 分から。

— 休憩 10:41 —

— 再開 10:50 —

上田委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、産業政策課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

経済産業部長 補足説明は特にございません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 補正予算書 55 ページ、第 7 款「商工費」、第 1 項「商工費」、第 2 目「商工業振興費」、説明コード 020、予算説明資料 3 ページですが、これは復旧対策事業の沿線地域法定協議会負担金 18 万 2,000 円となっております。これは、僕はこれが高いとは思ってませんが、他市との負担の比較と、この法定協議会に対する見解がありましたら伺いたします。

地域交通対策班長 今回、補正予算で計上している負担金につきましては、この法定協議会の運営に関する費用であります。この運営に関する費用の見込みは 145 万 6,000 円でありまして、このうち山口県が 2 分の 1 の 72 万 8,000 円、残りを沿線 3 市、長門市、美祢市、山陽小野田市と J R の 4 社で 4 分の 1、18 万 2,000 円ずつ負担することとなっております。この法定協議会につきましては、今後、計画の策定とか、B R T の復旧に向けて必要な整備内容を行う場でありまして、その設置と、また負担金額、割合等についても、県、3 市、J R と協議をしたものでありまして、他県の事例も見た上で検討した結果でございますので、妥当なものであると考えております。

田村大治郎委員 ただ今の法定協議会についてです。これは 8 月 22 日に行われた令和 7 年度 J R 美祢線利用促進協議会臨時総会において、J R 美祢線利用促進協議会の解散と法定協議会設立が決定をされておりまして、この予算となっております。法定協議会の役割と、今後のスケジュールが説明いただけましたらお願いします。

地域交通対策班長 法定協議会においては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づきまして、地域公共交通計画の策定や、B R T 等の復旧に向けて必要な整備内容など協議を行うこととしております。今後のスケジュール等については、今県のほうと調整中でございますので、現段階でお答えすることはできません。

林委員 今の説明も含めてですけども、まず、この地域公共交通活性化再生法に基づくこの法定協議会なるものの事務局というのは山口県でよろしいですか。

産業政策課長 お見込みのとおり、山口県が事務局でございます。

林委員 それで、昨日から山口県議会 9 月定例会が開会して、知事の議案の提案説明の中でもこの法定協議会のことにも若干触れております。それで、この法定協議会の沿線 3 市はもう当然なんですけど、この法定協議会の構成メンバー、こういった方々がこの法定協議会を構成されるのかお尋ねします。

地域交通対策班長 このメンバーにつきましては、法律でメンバーのほうが規定をされております。国、県、沿線 3 市の自治体、また J R と、関連する交通事業者、住民代表等で構成されるものとなっております。

上田委員長 ほかにございましたら。

綾城委員 国と、今のメンバーですね、法定協議会の構成委員の方のメンバー、国と 3 市、J R と公共交通の事業者、交通事業者と住民代表の方なんですけど、この住民代表というのはあれですか、長門市からはどのような方が選任されるんですか。

産業政策課長 今そこについては調整中というところでございまして、ここについては沿線 3 市、ほか 2 市のところの状況を聞きながら、最終的な人選というのはこれから行っていきたいというふうに考えております。

綾城委員 わかりました。それと、私はちょっと毎度、毎度言うんですけども、この協議会の事務局案件ということですけども、住民代表の方も入られると、それはそれでいいんですけど、やっぱり福祉の視点というのがやっぱりどうしても必要になってまいります。なので、そういった方の選任も他市の関係もありましようけれども、ぜひ長門市からも 1 人、そういった専門の知見を持っている方を入れていただきたいなというふうに思っております。

産業政策課長 現時点でのご意見としては、承りたいというふうに思っております。当然、そういった団体代表というだけでなく、そういったところも含めて、やっぱりその場では、協議会の場では、意見を言っていかなければいけないかなというふうに思っていますので、その辺については市としても共有しながら、協議会のほうに臨んでいきたいなというふうに考えております。

上田委員長 ほかにご質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、産業政策課所管全般について。

林委員 副市長にお尋ねいたします。知事の昨日の提案説明の中で、利用促進部会を作るんだと、法定協議会の下にという話をされていました。私ね、ちょっとすごくこの市のスタンスというのを聞きたいんですけど、例えば市内を走るバスがありますよね、民間の事業者のバス。あれも平均乗車密度が非常に低くて、バスの減便をしたり、路線を廃止したりとかしてるわけですよね。例えば、その鉄道を B R T に代替しても、いわゆるこのバス高速輸送システムにしたところで、ちょっと非常に懸念があるのは、これまで利用促進協議会で色々取り組みをされてました。要するに、輸送密度が結局低かったらどうしようもないわけです。

よ。いくらBRTで、例えば湯ノ峠と厚保の間の4.2キロの専用道を作ったところで、作るかどうかわかりませんが、結局その利用する人がいなきゃどうしようもないわけです。また便数を増やしたとかっていう最初は言っても、先々結局その尻すぼみになって乗車密度が低くなったら、結局また減便したりとかする可能性っていうのが非常にあるわけです。だから、今回この法定協議会の下に利用促進部会を作ったらね、本当に本気でやらんと、結局鉄道の二の舞、バスがそういう二の舞を踏んじゃうっていうことになりかねないので、市としても、ちゃんとした方針を持ってね、法定協議会に、地域住民の方も含めてしっかりスクラムを組んで、長門市としての方針っていうのをはっきり伝えていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

大谷副市長 委員ご指摘の点はもっともでございます、実はこの利用促進部会が法定協議会の中に設けられるに至りましては、私も長門市からも非常に強く申し入れをした経緯がございます。というのは、利用促進協議会をこの度解散するという原案がまず出てきたわけでございます。ただ現実問題、今の代行バスを使って通学なり通勤の方々がいらっしゃいますが、定期券の補助も堅持してるわけですね。この部分が、じゃあ利用促進協議会を解散したらもう無いのかと。BRTがいくら早くても2年はかかるんです、設置までに。その間はどうかというように申し入れて、利用促進協議会を今解散すべきかどうかということも申し入れました。BRTが実際に完成した暁に、利用促進協議会を解散するなら解散すればいいんじゃないかということも申しました。そしてもう1つ、委員ご指摘のとおり、現にこの美祢線は、今は休止された状態ではございますけれども、利用率が代行バスに至っても、JRの狙っている輸送密度満たしていない状態は変わってはいないんです。従いまして、いくら刷新性があり、未来感のあるBRTに変わったところで、便数も1.5倍になるんですけれども、これが果たしてちゃんと呼び込めるのか、利用率が上がっていくのか、このあたりの保証は全くございません。そして、その暁には、従来の美祢線に対するJRの考え方がまたぞろ出てきまして、例えば10年後には今のような過疎バスのような状態になる可能性は十分あるわけでございます。そうしたことがないように、今回、法定協議会の中に、法律上はこういったものを設ける義務はないんですけれども、利用促進協議会に代わる利用促進部会という形で、法定協議会の傘下に入れたということは、私もとしても一定の評価をしております。先ほど申し上げた、そして委員から御指摘のあった点を踏まえ、この部会が設置されたということは皆様にご理解を賜りたいと存じます。

上田委員長 はい、よろしゅうございますか。ほかに所管全般についてのご質疑がございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席

で待機をお願いします。

— 休憩 11:01 —

— 再開 11:02 —

上田委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、企業誘致・まちづくり推進課について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

経済産業部長 補足説明は特にございません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村継委員 第7款「商工費」、第2項「商工業振興費」、説明書55ページの情報通信関連企業等集積拠点施設維持管理費、こちらのほうに、早口で申し訳ない。こちらに、俗にサテライトオフィス閃きながとについてお伺いさせていただきたいと思います。こちらのほう、此度、議案のほう、第11号で付託されてると思いますが、あちらのほうは条例の中身を問うということだと思います。此度の補正予算は来年1月で、準備が整いて、4月に向けてオープンが開催されるといったことで、その水道光熱費、運営のための予算を当てられたといったことで、運営の方針をちょっとお伺いさせていただきますが、特に問題はないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいですかね。では、お伺いさせていただきます。では、今回、閃きながと、情報通信サテライトオフィスをやられるということですが、今現在何社の見込みがあって、目標数値が何社なのか、で、3年間で何社を目標とされてらっしゃるのか、お伺いできますか。

企業誘致・まちづくり推進課長 4月1日のオープンに向けて、今、色々企業に対して当たっているところでございます。これに関しては、本会議での林議員の質疑のほうでも市長がお答えしたとおり、複数の企業に対して今アプローチをしているところでございます。本補正予算ではございませんが、同時に挙げている条例の中で、当然その使用料等も含めて、これから具体的にアプローチをしていくというところでの議案提出という形になっております。

田村継委員 では、改めてお伺いいたします。A棟4,000円、B棟4,500円でしたかね、こちらのほうの積算根拠をちょっとお教え願えますか。

上田委員長 条例に関することは。

田村継委員 じゃあ、ごめんなさい。じゃあ、条例のほうに関することはちょっとなしでお願いいたします。では、何社入ったら、黒字になるのか、損益分岐点みたいなのがわかればお教え願えますか。

上田委員長 それもちょっと一旦今回止めて。それは、今回は止めてもらえるかな。

田村継委員 じゃ、今回はちょっとストップが入ったので、ここまでにさせていただければと思います。

田村大治郎委員 今回の予算ですけれども、この水道光熱費等は上がっておりますが、経費の対象となる期間ですけれども、入居可能となる 1 月から 3 月の 3 か月間でよろしいですか。

企業誘致班主査 今委員がおっしゃられたように、1 月から 3 月分で今回計上しております。

田村大治郎委員 その今年度内にどこか入居されるっていう予定があるんですかね。

企業誘致・まちづくり推進課長 若干ちょっと補足にもなりますけれども、今回のこの補正予算に関しましては、条例で挙げてますとおり、4 月 1 日の供用開始ということで、その供用開始の時点でその入居企業っていうのが入ってくる形になります。したがって、引き渡しを受けてから 1 月から 3 月までの間の我々がその準備をしている部分に関しての光熱水費を含めた経費を上げているというところでございます。

重廣委員 私は 1 点。通信運搬費の中にインターネットでございますよね。このインターネットは、長門は今、ほっちゃテレビですか、あのインターネットを使うのか、それとも外なの。ちょっとすごく気になりますですね。今一生懸命やっておりますので、当然私はほっちゃテレビのものだろうと思うんですが、そのあたりの考えについて説明願います。

企業誘致・まちづくり推進課長 長門市ケーブルテレビのほうの回線を利用するような形で、内部の工事のほうもそれに向かって進めております。

中平委員 誠に少額の金額を聞くんですけど、放送受信料、これ 4,000 円になってますよね。これ NHK じゃないかと思うんですけど、その根拠というか、積算、何か月分でいくらなのかとか、わかりましたら願います。

企業誘致班主査 テレビ 1 台にかかる NHK 受信料として、月額 1,100 円掛ける 1 月から 3 月分までの 3 か月分として計上しております。

中平委員 これ聞いたのは、最近、ちょっとこれ、委員長、あれだったら止めてください。NHK の受信料の使用者、レンタカーでも取ると、もう細かく請求されて、愛媛県とか愛知県とか、700 万円とか 800 万円になってるんですよ。その辺の関連性があるかっていうのを財政課のほうで、もし見解があったら。いや、なかったらいいですよ。

財政課長 あくまでも 1 月から 3 月分という説明があったと思いますので、そういったことはございません。

首藤委員 先ほどのNHKのことについてなんですけど、前もその市の中で、そのデバイスかなんかで、その受信料払わないかんかったっていう認識がなくて払ってなかったっていうことがあったと思うんですけど、これテレビを、ここテレビを 1 台置くということになってるんですかね。

企業誘致班主査 事務室に置くテレビ 1 台の経費になります。

首藤委員 事務室にテレビ置かなければならないんですか。

企業誘致班主査 事務室に置く 1 台だけ考えてまして、ほかにも会議室等、モニターは

置く予定にしていますけれども、それについては受信機能のないモニターを設置する予定にしています。

首藤委員 それ、事務室にそのテレビがあるっていうのをちょっと理解できなくて、その作業効率落ちるじゃないですか。そのテレビ見ながら仕事するわけにもいかんないということが。（「管理室」と呼ぶ者あり）宿直の人とか。なるほど、わかりました。それだったらいいんですけど、そもそもそのNHKのその受信ができるようなデバイスを置かなければいいんじゃないかというふうに思ってしまうので、それを伝えたかったです。

綾城委員 今回の予算が今年の1月から3月末まで、令和7年3月末までの予算が上がっているということです。これは結局、その直営での予算だというふうに思いますが、これはどのくらいこういうことを今後__元々指定管理とかに出されるのかなと思ってたんですけども、こういった見解を持ってらっしゃるのかをお願いします。

企業誘致・まちづくり推進課長 今、綾城委員ご指摘のとおり、直営で1月から3月まで行います。これから当初予算を計上していく上で、これまで指定管理で施設のほうを管理していくっていう部分に関しては、色々こうご説明してきたところでございます。ただ、その指定管理料を計算していく部分で、やっぱりこう必要経費だとかっていうのにちょっと、業者から見積もりも取ったんですが、かなりばらつきがありまして、そのあたりの指定管理料を算定する段階でかなり精査しなくちゃいけないというところで、1年程度は直営で回しながらできるだけ速やかなタイミングで指定管理のほうに移行したいというふうに考えています。

上田委員長 ほかにございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、企業誘致・まちづくり推進課所管全般についてご質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:12 —

— 再開 11:12 —

上田委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、スポーツ文化交流課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

観光スポーツ文化部長 補足説明は特にございませぬ。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

綾城委員 予算説明資料の1ページで第41目「文化財保護費」で事業コードが900、文化財保護費の無形民俗文化財交流事業ですね。これは鳥取市で行われる中四国ブロックの民俗芸能大会に、これは藤中の楽踊がこの度出場されるということで、経

費の一部を助成されるというようなことをございます。まず、ちょっと何点かお尋ねいたします。この 10 万円が今回計上されておりますけど、これの積算の根拠を伺います。

スポーツ文化交流課長 10 万円の積算根拠ということですが、長門市指定文化財(無形民俗文化財)保存会各種大会出場に係る補助金交付基準というのを作成しております。その基準に基づきまして、この度は 20 名以上というところで 10 万円、これは限度額になってしまうんですけども、10 万円の予算を計上させていただいております。

綾城委員 はい、わかりました。20 人以上っていうのはあれですか、だから、踊られる方、お子さんが楽踊は割と多いと思うんですけど、その保護者の方も入れた人数で 20 人以上の方が行かれると。それで、市の規定というか、中では 10 万円ぐらいがベストだろうっていうような目安があるっていうことでよろしいですか。

スポーツ文化交流課長 交付対象としましては、出演者が対象になるので、保護者の方については対象外になる、付き添いというか、その方々についてはちょっと人数のカウントの対象外にはなるかなっていうふうに思っております。要綱上、その 20 名以上というところで、これ限度額がもう 10 万円ということになっておりますので、今回は 24 名行かれるというふうなこともお伺いしておりますけども、20 名以上というところの 10 万円ということになっております。

田村大治郎委員 補正予算書 37 ページの、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 40 目「文化施設費」、事業コード 040、ラポールゆや施設・設備等改修事業についてお尋ねをいたします。ここに計上されておられます、説明資料の 1 ページにもあるんですけども、今回この追加で計上される予算につきましては、令和 6 年度不執行分の施工箇所に対する不足なんでしょうか、それとも新たに必要な箇所が見つかったというようなことがあるんでしょうか。

スポーツ文化交流課長 今回の補正予算の不足額につきましては、現年の予算を精査した上で、令和 6 年度の未執行事業をする中での不足予算というところで計上させていただいております。

田村大治郎委員 それでは、その工事の完了時期ですけど、いつ頃になるでしょうか。

スポーツ文化交流課長 令和 6 年度未執行の事業につきましては、3 つほどご報告させていただいているかなというふうに思います。まず 1 点目として、消防設備、誘導灯の更新工事につきましては、令和 7 年度の修繕予算ということで対応させていただいております。工期としては今予定で 9 月 30 日を計画しております。それと、自動火災報知器の受信機の更新工事につきましては、これは契約済みでありまして、令和 7 年 12 月 2 日頃を、工期としては予定しております。残った 1 つにつきましては、直流電源装置の更新工事、これにつきましては、ちょっと現計予算を調整した結果、不足額は出ているということもありますので、この度補正予算で計上させていただいて、

議決後速やかに契約に入りたいと思っております。年度内完了を目指していきたいなというふうに思っております。

上田委員長 ほかにございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)今一度、スポーツ文化交流課所管全般についてご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:18 —

— 再開 11:19 —

上田委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。最後に、都市建設課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

建設部長 補足説明はございません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村大治郎委員 予算書の65ページです。第11款「災害復旧費」、第3項「公共土木施設災害復旧費」、第1目「現年公共土木施設災害復旧費」、事業コード010 現年公共土木施設災害復旧事業についてお尋ねいたします。これにつきましては、その他の財源のところ、財源に市債が当てられております。災害復旧事業の地方負担分に地方債を充当した場合は、その元利償還金が原則後年の地方交付税として措置されるということで、このような予算を組まれているんでしょうけれども。ちょっとここでお尋ねをするんですが、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金と、国の事業ですけれども、これが対象にはならなかったということでしょうか。

都市建設課長 今回の箇所につきましては、雨量等が少なかったことから、国庫負担法による復旧対象となりませんでした。

田村大治郎委員 わかりました。それでは工事期間と、合わせて工事期間の期間中の安全管理について方針をお尋ねします。

維持班長 工事期間につきましては、標準工期、今約8か月を見込んでおります。あと、工事期間中の安全対策ですけど、今仮設工としまして、崩れた箇所の、今後土砂が崩れた時防ぐためにH鋼で防護柵を設置しております。また、今施工中なんですけど、終わりましたら片側交互通行にして交通を解放しようと計画しております。本復旧工事に入った後も仮設防護柵を設置したままにしておりますので、安全対策は十分にできていると思っております。

首藤委員 先日は、現地での説明会、どうもありがとうございました。その際に、復旧にあたって有利な補助金があったということをおっしゃったように思うんですけども、これを今一度説明していただいてもよろしいですか。

管理班長 補助金といいますか有利な起債制度というもので、補助金じゃなくて起債制度というもので今回財源のほうを確保したところでございます。詳細につきましては緊急自然災害防止対策事業債という起債制度でございまして、事業費の 100 パーセントに充当することができて、元利償還金の 70 パーセントを交付税措置されるというようなものになっております。

重村委員 1 点だけ確認をしておきます。今回、補正を 6,700 万円、この工事に予算を組まれて、即、繰越明許ということで一緒に明記がされております。ということは、今年度の工事の完成は無理ということで、来年度に、令和 8 年度にかかる事業になりますよという内容になってます。ここらあたり、どうして繰返明許、来年度に回ってしまうのか、工事の内容等について、これは説明だけお願いをしたいというふうに思います。

維持班長 復旧工法としましては、吹き付けの法枠工を検討しております。また、オーバーハングをしている箇所がありまして、今斜面がちょっと不安定な箇所を人力で削り取るというふうな工法も検討しております。そのため、令和 7 年度内の工事完成が今難しいと判断しておりまして、繰り越しをする計画としております。

重村委員 これ、今一度でもいいのかなと思うんですけど、元々この箇所っていうのは山口県の県道でして、新しい県道がこう取り付けられたことによって、市道に格下げっていうと申し訳ないけど、県道から市道に移管されてるということです。こういう箇所っていうのは、私の議員の時代だけでもかなり移管されたものっていうのが多いわけですね。維持管理を、県道から長門市に譲っていただいた時に、維持管理っていうのは当然かかってくるということをご認識だと思いますけど、昭和の時代に、結局、こういった工事がされて、県道であったものが、長門市に移管される。それで、通常の維持管理費以上に、想定外のこういった大きな工事費がかかると。私はやっぱり現場見ると、非常に地盤がもろい土質のところで、ああいう急傾斜の法面が切ってあるということで、やはり昭和の時代っていうのは、やっぱりインフラ整備で、突貫工事的にとか、あとの検査なんかっていうのも、杜撰とは言わないけど、甘い検査で、県道でも通された時代が私はあるんじゃないかと思うんですよ。今後、やっぱり僕は、市長とか執行部っていうのは、こういった案件にかかっては、もともと県が放置されてたわけでしょう、基本的には。だから、こういったものを、私は、長門市が責任持って作った市道っていうのはもちろん全てに、長門市が、自治体が僕は責任を持って維持管理っていうのもしないといけないと思う。だけど、県が施工したもので、いや、これって元々やっぱりインフラ整備が盛んにされた時に基本的にも色々問題があったんじゃないかっていうような案件は、私はやっぱり、県と折衝する部分っていうのは、私はあっていいんじゃないかなっていうふうに思うんですけど、その見解だけ確認しておきたいと思います。

都市建設課長 県道から市道に移管される場合には、市の担当、県の担当ともに、

移管される区間の県道をくまなくお互いが点検しまして、舗装であるとか側溝であるとか、その他法面だとかというところで要望を出して、それに県のほうができる範囲で応えていただけるという状況になっています。先ほど重村委員言われたように、県にも財政事情があるかと思いますが、完璧な法面にして移管してくださいということも難しい面もあらうと思いますが、今後もこういった事案がありましたら、しっかり協議を重ねて、なるべく健全な道路の状態にさせていただいたものを市にいただけるように我々も努力してまいりたいと考えております。

重村委員 県にも諸事情あるかもしれないけど、長門市にも僕は諸事情あると思うんですよ。これから財政も厳しくなる、それで、こんなちっちゃい自治体の中で、やっぱり移管されて、ああいったのを見ると、やっぱり移管されるときにここはきちんとしてもらわないと、やっぱり移管先として、長門市として今後困りますということは、しっかりやっぱりそういったものも頭に入れて、遺憾があるような場合というのは対応していただきたいというふうに思います。本当は今一度のほうが良かったかもしれないけど、はい、これで終わりにしたいと思います。

谷村委員 この前、現地、勉強会で行かせていただいたんですけども、最初、その崩壊というか山崩れがした時に、これは豪雨じゃなくて、台風じゃなくて、これはもう予算は出んちゅうか、そういった補助金とかは使えんどっていう話を聞いておりましたんですけど、6,700 万円の予算がついて、これは執行部の努力の成果じゃないかと思います。それで、今後もこういった資金がいるような時には、本当、皆さんのお知恵を結集して、どっから持ってきたら長門市の財源を使わんで済むかということで、1 つこれからも頑張っていたきたいと思います。

上田委員長 答弁いりませんね。ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、都市建設課所管全般についてご質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑がないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見ありませんか。

綾城委員 議案に賛成の立場で討論をいたしますけれども、いいですか、反対の方は。

上田委員長 ほかに討論の方は。どうぞ。

綾城委員 それでは、議案第 1 号、令和 7 年度長門市一般会計補正予算（第 4 号）について賛成の立場で討論を行います。この度の補正予算案は、第 3 次総合計画策定業務委託料やラポールゆやの複合受信機更新工事等の実施に関する予算、そして鳥取市で行われる中国四国ブロック民俗芸能大会に赤崎神社楽踊の出場経費の一部補助。そして自治会のゴミステーション設置に対する補助。本年 8 月 10 日の豪雨災害による農地や法面等の復旧事業。そして漁港内の沈船の引き揚げ事業など、いずれも市民生活や事業、文化活動などにとって必要な予算が計上されており、これらについては無論賛成の立場でございます。しかしながら、今回の補正予算案には、情報通信関連企業等集積拠点施設維持管理費 253 万 1,000 円が計上されております。

この事業は、三隅地区で現在改修中の情報通信関連企業等集積拠点施設が工事完了した後の令和 7 年 3 月末までの維持管理に関する予算となっております。この事業に関しましては、令和 5 年度長門市一般会計予算案の討論において、都市部に集中する情報通信関連企業等の積極的な誘致として、旧山口福祉専門学校を IT 拠点施設に再整備するための設計業務及び土地建物購入予算 5,880 万 2,000 円について、反対の立場から意見を述べております。反対の理由は、事業計画が不透明であること、かつ費用対効果の検証がないこと。また、長門市が設定した KPI を本当に達成できるのか。そして拠点施設のオフィスを埋め続けることができるのか。さらに、開設後の施設運営費が年間 3,000 万円程度必要との市の見解を示しておられましたが、思うように企業の入居が進まない場合、それでも発生し続ける財政負担の問題。よって、これらの問題から、市が拠点整備するのではなく、市内の空き物件等を活用するべきであるなどの意見を挙げさせていただいております。現在、この事業に関しましては、職員の方が頑張っておられることは十分に承知をしておりますが、しかしながら、私の考えは現在においても変わりはなく、今後、この IT 関連企業拠点施設が長門市にとって負担となる可能性が高いと考えているため、長門市にとって必要のない施設との見解でございます。しかし、すでに議会の承認を得た事業でありますことから、今回修正案を提出いたしましても可決の見込みがないと考えておりますため、今回の討論を通じまして、この情報通信関連企業等集積拠点施設維持管理費について反対の意見を述べさせていただきました。また、議案第 11 号、長門市情報通信関連企業等集積拠点施設条例に関しても、今回のこの情報通信関連企業等集積拠点施設維持管理費とも関連してくる条例でありますことから、こちらの議案についても同様の見解として、反対の意見とさせていただきます。私からの討論は以上でございます。上田委員長 はい。ほかにご意見ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 1 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を散会します。どなたもご苦労様でした。